

家畜人工授精所の休廃止・再開について

家畜人工授精所を廃止し、休止し、又は休止していた家畜人工授精所を再開しようとするときは、その1か月前までにその旨を都道府県知事に届け出てください。

【必要書類】

家畜人工授精所休廃止再開届出

●休止又は廃止の場合

家畜人工授精所開設許可証（原本）

【注意事項】

- ・家畜人工授精所の休止又は廃止をする際には、開設許可証の添付が必要です。

不明な点等ございましたら、管轄する家畜保健衛生所にお問い合わせください。